

秋選管訓令第一号

秋田県選挙管理委員会書記長専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。  
令和二年十一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

秋田県選挙管理委員会書記長専決規程の一部を改正する訓令  
秋田県選挙管理委員会書記長専決規程（昭和二十八年秋選管訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（書記長の専決処理事項） 第二条 所掌事務のうち、書記長が専決処理できる事項は、おおむね、次のとおりとする。 一 十九の三 略 二十 削除 二十一 略</p>	<p>（書記長の専決処理事項） 第二条 所掌事務のうち、書記長が専決処理できる事項は、おおむね、次のとおりとする。 一 十九の三 略 二十 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第三十二条第二項の規定により、土地改良区の総代の選挙に関する経費の見積書を提出すること。 二十一 略</p>

附 則

この訓令は、秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程（令和二年秋選管告示六十五号）の施行の日から施行する。